



宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月12日 (金曜日) 第 2819 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定障害児入所施設の指定…………… (“) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (“) 1

- 民有林の保安林の指定予定 (2件)…………… (自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定…………… (“) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について…………… (“) 2

公 告

- 採石業務管理者試験の実施…………… (産業振興課) 2

告 示

宮崎県告示第 529号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年 8 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4552000277	多機能型通所事業 所 びゅあらんど 光の手	児湯郡木城町大字 高城3888番地 1	有限会社さくら	児湯郡木城町大字 高城3888番地 1	平成28年 8 月 1 日	児童発達支援、 放課後等デイス ービス
4550800074	放課後等デイス ービスれもん	西都市小野崎 1 - 6 小野崎ハイッ 1 06	合同会社さくら会	宮崎市本郷南方28 66番地 7	平成28年 8 月 1 日	放課後等デイス ービス

宮崎県告示第 530号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第24条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児入所施設の指定をした。

平成28年 8 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児入所施設		設 置 者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
	独立行政法人国立 病院機構 宮崎東 病院	宮崎市大字田吉43 74 - 1	独立行政法人国立 病院機構 宮崎東 病院	宮崎市大字田吉43 74 - 1	平成28年 8 月 1 日	医療型障害児入 所施設

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年 8 月12日

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4512050438	就労継続支援B型 事業所もくもく	児湯郡木城町椎木 2232	特定非営利活動法 人ふぁむ・ふぁー む	児湯郡木城町石河 内 788-11	平成28年8月2日	就労継続支援B 型

宮崎県告示第 532号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 753-6、乙 754、字菖蒲迫南乙1085、乙1105-3、乙1105-33
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 533号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字山飯屋7179-1、字雑野7380-6、7380-24、7380-28、7380-36、7380-48、7381-2、字本飯屋7434、7435、7456
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 534号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 延岡市島浦町 462-乙、462-丙、463-13、463-22、463-31
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 535号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成28年宮崎県告示第 448号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年8月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日之影町役場

河内秀生、岩本今朝吉、戸高富夫、後藤富五郎、工藤與一、甲斐ヨリ、甲斐雅史、甲斐喜太郎、甲斐久太郎、甲斐久隆、甲斐賢、甲斐康弘、佐藤華子、佐藤笑子、佐藤静子、佐藤徳男、佐保弘子、坂本次男、七折村農業協同組合、小田春一、森川信博、杉本藤太郎、抜屋臣雄、本田今朝市、本田初治
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成28年宮崎県告示第 448号によること。

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第 1 項の規定により、第45回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成28年8月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
平成28年10月14日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市橋通東1丁目9-10
宮崎県庁3号館 351号室
- 3 受験願書の受付期間
平成28年8月29日（月曜日）から9月16日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
。なお、郵送の場合は、9月16日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部産業振興課
- 5 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 6 受験手数料
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 その他
 - (1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上、請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
 - (2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部産業振興課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

--	--